

取扱注意

<利用店舗マニュアル>



飲食券使用可能期間

令和3年12月1日(水)～ 令和4年1月31日(月)

使用済み飲食券換金期間

令和3年12月3日(金)～ 令和4年2月10日(木)

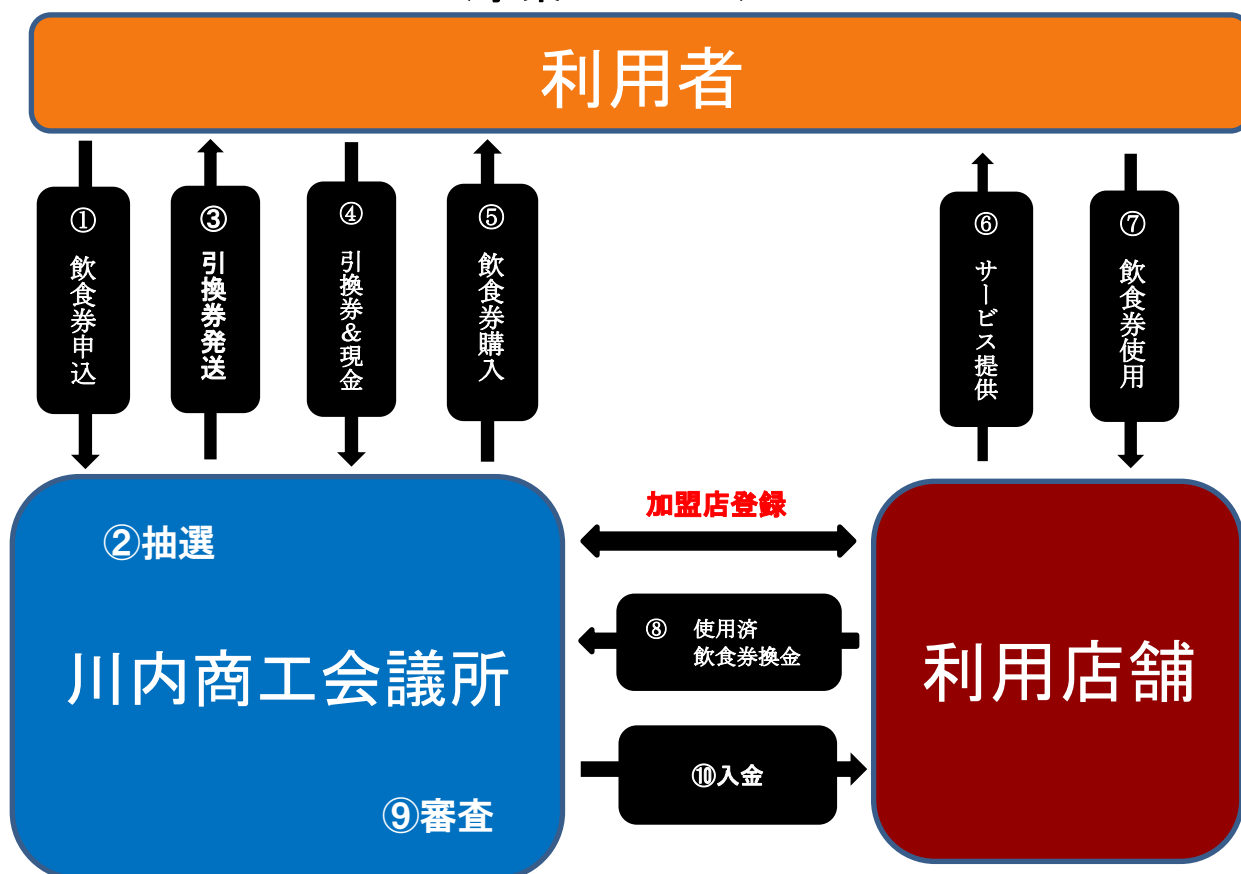
 川内商工会議所

TEL : 0996-22-2267

＜事業概要＞

飲食券名称	得々うんまか券
発行額	7,050万円
発行冊数	4,700冊（額面15,000円を4,700冊発行）
綴り構成	1冊15,000円 （1,000円×10枚・500円×10枚綴り）を10,000円で販売
販売価額と購入上限	1冊 10,000円 ※5,000円（50%）のプレミアム付き ※購入上限 1人につき2冊
購入申込期間	令和3年10月29日（金）～令和3年11月12日（金）
引換・販売場所	川内商工会議所
引換・販売期間	令和3年12月1日（水）～令和3年12月10日（金）
利用期間	令和3年12月1日（水）～ 令和4年1月31日（月）
使用済み飲食券の 換金受付期間	令和3年12月3日（金）～ 令和4年2月10日（木）

＜事業フレーム＞



<利用店舗 配布物一覧>

①利用店舗マニュアル



②加盟店証



②A4サイズ×2枚

③換金用伝票



①会員所 枝

川内商工会議所新型コロナ対策プレミアム付飲食券（得々うんまか券）換金依頼書

登録番号 2021-

店名

■1,000円券 換金枚数 枚 ⇒ 換金額 円

■500円券 換金枚数 枚 ⇒ 換金額 円

②+現金金額 円

※右枠内で記入ください。

③換金用伝票×1冊
(2枚複写×10セット綴り)

④のぼり旗(旗のみ)



④のぼり旗×1枚
※棒は各店でご用意をお願いします

<利用店舗運営にあたってのお願い事項>

① 加盟店証掲示のお願い

「得々うんまか券加盟店証」が加盟店の目印です。
2枚配布しますので、利用者の見やすい場所へ掲示してください。

② 飲食券使用に関するトラブルについて

飲食券使用に関するトラブル等については、原則として利用店舗規約ならびに本マニュアルを参考に各店舗にてご対応をお願い致します。
※お困りの際は、川内商工会議所 0996-22-2267にご相談ください。

③ 飲食券のデザインを広告等に使用する画像データの提供について

偽造防止の観点からデータをお渡しすることはできません。

<飲食券取扱いについて>

お客様(利用者)への対応

① お会計(支払い額の提示)を行い、お客様(利用者)から飲食券使用の意思表示

- 飲食券が冊子から切り離された状態でお客様がお持ちになった場合でも、使用可能です。
- お釣りは出せないことをお伝えください。
- 前払い方式で、その後精算が必要なサービス提供(例:券売機、宅配ピザの先カード精算)の場合、飲食券での精算ができないことを必ず事前にお伝えください。



② 「偽造されたもの」及び「他自治体等の商品券」でないかの確認

- 次ページの飲食券見本と比較してください。(偽造防止加工、色合いなど)
- 偽造であると判別できた場合は、飲食券の受け取りを拒否し、さらに偽造の場合は速やかに警察に通報するとともに川内商工会議所(0996-22-2267)へご連絡ください。
- 取り扱いをしていない商品券等(国や他自治体等が発行したものを含む)を提示された場合は利用できないことをお伝えください。



③ お客様(利用者)より飲食券をお受け取り

不足分は、現金等で受領してください。他の食事券との併用も可能としております。

受け取った飲食券の処理

① 飲食券の見本

< 飲食券 表面 >

① 金額部分が蛍光色オレンジになっております。コピーした場合は蛍光色が発色しません。
(本マニュアルでは蛍光色ではありません)



② コピーした場合は、複写とわかる文字が浮き出ます。(下図参照)



② 使用済の飲食券は裏面に店名を記入のうえ、保管

< 飲食券 裏面 >

- (1) この飲食券の有効期限は、令和4年1月31日(月)までです。
- (2) この飲食券は、薩摩川内市内の加盟店のみでご利用いただけます。
(テイクアウト、デリバリーにもご利用いただけます)
- (3) この飲食券は、現金とのお引換致しません。また、つり銭はお出しできません。
- (4) この飲食券は、他の飲食券等との併用も可能ですが、それぞれの利用方法、利用期限等をよくご確認ください。
- (5) この飲食券の盗難、紛失、または滅失につきましては、発行者は一切その責任を負いません。
- (6) この飲食券を、著しく破損、汚損した場合には、ご利用いただくことはできません。

< 加盟店はコチラ >

unmaka.com 🔍 検索



令和3年度 川内商工会議所新型コロナ対策
プレミアム付飲食券事業
【発行所】
川内商工会議所
薩摩川内市神田町3-25
TEL 0996-22-2267

【取扱店】

【薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連地域の商いパワーアップ事業補助金】 活用事業

**【注意】 換金の際は、全ての飲食券の裏面の取扱店欄に店舗名の記入をしてください。
(スタンプでも可)**

空欄のままでは換金できませんのでご注意ください。

※飲食券が冊子のままの状態では換金できません。切り離した状態でお持ち込みください。

③換金用伝票の記入

<記入例> ※2枚複写になっております。厚紙を敷いてご記入ください。

「使用済み飲食券」と「換金伝票」を会議所に持ち込む日付を記入してください。

登録番号は右記のように表紙裏に記載しておりますので、同じ番号をご記入ください。

登録番号

2021- ○○○○

①会議所 控

川内商工会議所新型コロナウイルス対策プレミアム付飲食券（得々うんまか券）換金依頼書

依頼日 20 年 月 日

登録番号 2021-

店名

<input type="checkbox"/> 1,000円券	換金枚数	<input style="width: 40px;" type="text"/>	枚	⇒	換金額①	<input style="width: 40px;" type="text"/>	円
<input type="checkbox"/> 500円券	換金枚数	<input style="width: 40px;" type="text"/>	枚	⇒	換金額②	<input style="width: 40px;" type="text"/>	円
①+②入金額						<input style="width: 40px;" type="text"/>	円

※右づめでご記入ください。

会議所記入欄

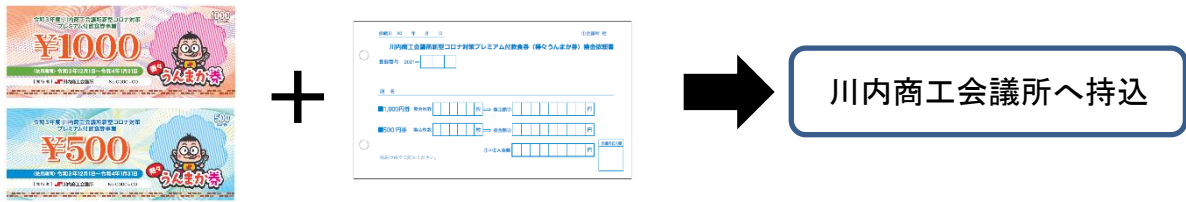
持参した飲食券（1,000円券、500円券）それぞれの枚数、金額及び合計金額を記入してください。

会議所の押印欄です。空欄のままお願いします。

換金用伝票は上記を参考に、「依頼日」「登録番号」「店名」「飲食券換金枚数と換金額」、全てを記入してご持参下さい。

※記入漏れがありますと確認に時間を要しますので、必ず必要事項をご記入のうえお持ち込みください。

④換金受付日に、使用済み飲食券と換金用伝票を会議所へ持参



受付場所：川内商工会議所

受付時間：10時～12時、13時～16時

<換金スケジュール>

回	受付日（会議所持込日）	振込日
1	12/3（金）	12/10（金）
2	12/6（月）・12/8（水）・12/10（金）	12/17（金）
3	12/13（月）・12/15（水）・12/17（金）	12/24（金）
4	12/20（月）・12/22（水）・12/24（金）	1/7（金）
5	12/27（月）・1/5（水）・1/7（金）	1/14（金）
6	1/12（水）・1/14（金）	1/21（金）
7	1/17（月）・1/19（水）・1/21（金）	1/28（金）
8	1/24（月）・1/26（水）・1/28（金）	2/4（金）
9	1/31（月）・2/2（水）・2/4（金）	2/10（木）
10	2/7（月）・2/9（水）・2/10（木） ※最終受付期間	2/18（金）※最終振込日

※参加店の皆様の資金繰り等利便性を高めるために、基本週1回のお振込みを行う予定です。

精算から入金までの流れ

- ① 換金受付日に使用済飲食券と換金用伝票を会議所へ持参
- ② 会議所にて飲食券枚数の計数、審査、データ入力作業
- ③ 審査終了後、指定口座へお振込

<飲食券の換金についての注意事項>

飲食券の受付期間

使用済み飲食券と換金用伝票をまとめて会議所へご持参ください。

受付期間：令和3年12月3日(金)～令和4年2月10日(木)の間の受付日(P5スケジュール参照)

- 受付日によって入金日が決まっております。
- 令和4年2月10日(木)を過ぎても換金には応じられません。

入金処理期間及び入金日

- 会議所で受付次第、順次精算手続きをいたします。
 - 換金用伝票は10回分(予備含む)準備しています。精算作業は毎週行いますが、持参される間隔は各店舗様で適宜お決めください。
- ※店舗が複数ある場合には、なるべく1つの換金伝票におまとめいただきますようご協力お願いします。

入金口座

- 利用店舗登録申請時に登録された口座に振込みを行います。
- 振込手数料は事務局にて負担いたします。

入金額の確認

●入金額に異議がある場合は、入金日から20日以内に限って受付いたしますので、入金額を各自でご確認ください。20日を過ぎてからの異議お申し立てには応じられませんのでご注意ください。

(振込名義人名は「川内商工会議所」と表記されます。)

使用済み飲食券の換金期限(厳守)

令和4年2月10日(木) ※最終

- 上記期日を過ぎても換金には応じられません。

<対応例 「こんな場合、どう対応すればいい？」>

Q 1. 多額の飲食券が使用される場合はどうしたらよいか？

グループでの飲食で代表の方がまとめて精算される場合なども考えられますので、使用にあたっては上限は設けていません。そのため、お1人で何十冊も使用される場合が考えられます。受領される場合は、偽造防止加工、色合いなどにより飲食券が真正なものか充分確認してください。

※ただし、飲食券が冊子のままの状態では換金できかねます。換金の際は切り離れた状態でお持ち込みください。

Q 2. お客様が誤って飲食券を洗濯したことなどにより、飲食券が毀損されている場合はどうしたらよいか？

基本的に、券面の面積が3分の2以上残っており、飲食券の「No. ○○○○-○○」が読めなければ使用できません。

それでも判断できなければ会議所へお問い合わせください。

Q 3. 飲食店レジ横で販売しているレトルト食品などを飲食券で購入したいといわれた時の対応はどうしたらよいか？

飲食サービスの提供以外で飲食券を使用することはできません。レジ横の商品がたとえ食品であっても対象外です。

Q 4. 店舗独自のルールを設けてよいのか？

お店独自で得々うんまか券が使えないメニューを決めることや、得々うんまか券の使用限度などを決めることはできません。（現金と同様の取り扱いをお願いします。）

Q 5. 換金用伝票（控）と実際の振込み金額が異なっていた場合はどうしたらよいか？

換金用伝票に記載された金額と入金額が異なっていた場合など、異議がある場合は入金日から20日以内に限り受付けいたしますので、入金額を各自でご確認ください。

上記期日を過ぎてからの異議お申し立てには応じられませんので、振込後すぐに入金確認をお願いします。

<お問い合わせ先>

 川内商工会議所

受付時間	9:00～17:00（平日のみ） ※12/29～1/4は、受け付けておりません
所在地	〒895-0052 薩摩川内市神田町3-25
TEL	0996-22-2267
FAX	0996-22-2269

加盟店専用ホームページ	「得々うんまか券」専用サイト
	 <input type="text" value="unmaka.com"/> <input type="button" value="検索"/>